

〇〇委託契約書（準委任形）

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と、△△△△株式会社（以下「乙」という）は、甲が乙に対し下記の業務を委任することにつき、以下のとおり委任契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、第2条に定める業務（以下「本件業務」という）の処理を委任し、乙はこれを受任する。

第2条（委任業務の内容）

本件業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 〇〇〇〇〇〇に関する業務
- (2) 前号に付随又は関連する業務
- (3) その他甲乙協議の上定める業務

第3条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、YYYY/MM/DDからYYYY/MM/DDまでとする。
2. 期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、本契約は同一条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第4条（善管注意義務）

乙は、本件業務の遂行にあたり、善良なる管理者の注意をもって、誠実にこれを行うものとする。

第5条（報酬および諸経費）

1. 甲は、乙に対し、本件業務の対価として月額金〇〇〇〇〇〇円（消費税別）を支払うものとする。
2. 甲は、前項の報酬を、当月分について毎月末日までに、乙の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
3. 報酬は本件業務の遂行に対して発生するものであり、甲が望む結果が得られなかった場合においても、甲は報酬の支払義務を負うものとする。
4. 本件業務の遂行に要する実費は、甲の負担とする。

第6条（報告義務）

乙は、甲の求めに応じて、本件業務の処理状況および結果を甲に報告するものとする。

第7条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本件業務に関連して知り得た相手方の業務上または技術上の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の義務は、本契約終了後も1年間存続するものとする。

第8条（知的財産権の帰属）

1. 本件業務の遂行により成果物が生じた場合、当該成果物に関する著作権その他一切の知的財産権は、甲が乙に対し報酬を全額支払った時点で、乙から甲へ移転する。
2. 乙は、甲および甲の指定する第三者に対し、前項の成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

第9条（再委任の制限）

乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本件業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。乙が再委託を行った場合、再委託先の行為について乙が甲に対して責任を負う。

第10条（契約解除）

甲または乙は、相手方が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、相手方が反社会的勢力に該当することが判明したときは、催告を要することなく直ちに解除することができる。

第11条（協議・管轄）

1. 本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙誠実に協議の上解決する。
2. 本契約に関する一切の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録の保管を行う。

締結日： 令和10年10月10日

（甲） 住 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

名 称 〇〇〇〇株式会社

代表者名 鈴木一郎 印

（乙） 住 所 △△県△△市△△区△△町△△番地

名 称 △△△△株式会社

代表者名 田中太郎 印